

2月まで実施していた水道基本料金の半額減免について、3月以降も同じ内容にて実施いたします。

【減免内容】

令和8年3月～令和9年2月の12か月間の検針に係る請求において、水道料金の基本料金（635円+消費税/月）を半額（端数切上）。
羽曳野市水道局では、請求が2か月に一度なので、1回の請求当たりの減免金額は699円になり、期間中の減免金額合計は最大4,194円となります。

（例）

1回の請求あたりの金額

使用水量が10 m³の場合…1,397円⇒698円（▲699円）

使用水量が20 m³の場合…1,969円⇒1,270円（▲699円）

使用水量が40 m³の場合…5,489円⇒4,790円（▲699円）

【注意事項】

- ・減免実施期間中の「水道使用水量等のお知らせ（検針票）」には、減免後の水道料金が記載されます。
- ・当事業は申請不要です。減免金額を差し引いた額で請求させていただきます。
- ・減免されるのは水道料金の基本料金のみになります。水道料金の従量分や下水道使用料は減免されません。
- ・当事業について、水道局から訪問したり、銀行やコンビニのATMへ誘導したりすることはありません。
そのような事例は詐欺の疑いがありますので、ご注意ください。

減免事業に伴い、他市からの給水を受けている方への支援金事業についても、併せて実施いたします。

【事業内容】

令和8年3月1日から令和9年2月28日までの期間において、羽曳野市内に住所を有する方、または事務所等がある事業者で、次の④⑤どちらかに該当する方

④羽曳野市以外の水道事業者と給水契約を結んでいる方

⑤羽曳野市以外の水道事業者と給水契約を結んでいる集団住宅に居住されている方

【支援金額】

最大 4,194 円(減免期間中の契約日数で変動)

【申請期間】

令和8年4月1日(水)～令和9年3月1日(月)

【支給時期・支給方法】

申請書に記載いただく、金融機関口座への振込にて支給(令和9年3月中に振込予定)

【申請方法・必要書類】

〒583-8585

大阪府羽曳野市誉田4丁目1番1号 別館4階

羽曳野市水道局 水道料金お客様センター

上記宛てに次の必要書類一式を提出してください。(郵送・窓口どちらも可※)

※郵送申請の場合は、封筒に「支援金申請書在中」とご記入ください。

※窓口申請の場合は、顔写真付きの本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど)をご持参ください。

①申請書

②振込先金融機関口座を確認できる資料(通帳・キャッシュカードなど)のコピー

③羽曳野市以外の水道事業者と給水契約を結んでいる方…他の水道事業者から給水を受けていることが確認できる資料(検針票など)のコピー※

③羽曳野市以外の水道事業者と給水契約を結んでいる集団住宅に居住されている方…ガス電気等の検針票のコピー※

※使用期間に令和8年3月1日を含む資料を提出してください(使用期間が令和8年1月10日～令和8年3月10日の検針票など)。

※令和8年3月1日以降に使用開始された方は、使用開始日の確認できる資料を提出してください。

4月中に対象と思われる方に申請書等を送付させていただきます。また、4月1日以降に当ホームページ内でダウンロードできるようにいたします。

【注意事項】

・申請内容について確認・審査を行い、不備がなければ振込日等を記載した支給決定通知を送付させていただきます。

・不備のあった場合等には申請書にご記入いただいた連絡先にお電話をおかけする場合がありますので、日中でも応答できる電話番号をご記入ください

【その他】

減免・支援金の両事業ともに、「**物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金**」を活用して実施いたします。

【お問い合わせ先】

羽曳野市水道局 水道料金お客様センター

TEL072-958-1111（内線）5021/5022/5023

羽曳野市水道局総務課 総務担当

TEL072-958-1111（内線）5013/5020